

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第八号

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年十二月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例第七条第一項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例第七条第一項の規定は、なおその効力を有する。